

## 栃木県入札適正化委員会（第1回）の概要について

- 1 開催日 平成26年6月27日(金) 午後2時から
- 2 開催場所 東館3階 入札室2
- 3 出席委員 委員長 宮澤 伸吾 足利工業大学工学部教授  
委員 大川 容子 弁護士  
委員 斉藤 弘江 建築士  
委員 阪口 勉 弁護士  
委員 阪田 和哉 宇都宮大学大学院工学研究科講師  
(委員会 5名・出席委員数 5名)
- 4 審議対象期間 平成25年10月1日から平成26年3月31日まで
- 5 対象案件 総数 1,248件  
抽出案件 5件 (内訳) 一般競争入札 2件  
指名競争入札 2件  
随意契約 1件

### 6 議事等の概要

#### (1) 報告事項

ア. 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について

事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告しました。

また、再苦情処理については、今回は該当しない旨報告しました。

イ. 抽出事案の選定理由について

阪口委員から抽出事案を選定した際の理由について報告がありました。

#### (2) 審議事項

ア. 「砂防堰堤補強工事 志渡淵川その1 (砂防施設補)」について

・工事箇所 志渡淵川 日光市御幸町

・県土整備部日光土木事務所発注

イ. 「機械設備更新工事 巴波川浄化センターその4 (補助下水)」について

・工事箇所 栃木市城内町

・県土整備部下水道管理事務所発注

ウ. 「平成25年度自然公園等施設整備事業 園地工工事」について

・工事箇所 日光市中宮祠 中宮祠園地外

・環境森林部県西環境森林事務所発注

エ. 「足利特別支援学校特別・普通教室棟ベランダ西側スロープ設置工事」について

・工事箇所 足利市大沼田町619-1

・教育委員会足利特別支援学校発注

オ. 「栃木県立博物館非常用自家発電設備改修工事」について

・工事箇所 宇都宮市睦町2-2

・県民生活部博物館発注

#### (3) 審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められました。

主な質疑については次のとおりです。

#### 【審議案件1について】

Q 失格となった業者以外にも低入札調査基準価格を下回っている業者がいましたが、その業者に対しても重点調査のための資料の提出を求めたのですか。

A 調査は、総合評価点が高く、落札候補者となった者に対して行います。その業者については総合評価点が高く、落札候補者とならなかったために調査は実施していません。

Q 最低価格の入札金額を基準として、他者の価格点を定めていると思いますが、低入札調査基準価格を下回っており、その金額では施工が困難であると解されるような入札金額を基準とするのではなく、正しい積算に基づく金額を基準としたほうがよいのではないのでしょうか。

A 結果的に、低入札調査基準価格を下回った業者については失格となっていますが、低入札価格調査の結果、合格となる可能性もありますので、低入札調査基準価格を下回っている場合に、その入札金額を基準から外す必要はないものと考えています。

Q 施工計画の評価点はどのようにつけているのですか。

A 本件では2つの評価テーマを設けております。業者は各テーマにつき、最大5つまで提案が可能です。各提案に対して3人の評価者が0点、1点、2点を付与し、3者の合計点をもって、8点を最高点とする評価点を算出します。

Q テーマ毎の各提案内容については、何か指定をしていますか。

A 特に指定はしていません。

#### 【審議案件2について】

Q 土木工事などは主任技術者等の資格について入札参加要件として定めていると思いますが、本工事のようなものについては、資格要件を設けていないのでしょうか。

A 機械器具設置工事については、資格要件は設けておりません。

Q 分離分割発注に係る入札条件について、どのように順位をつけていますか。

A 設計金額のより高い工事を高順位とし、高順位のものから開札を行い、落札者を決定していません。

Q 機械の製作会社は、県で指定するのですか、それとも請負業者が選定するのですか。

A 通常、請負業者から製作する予定の機械に係る具体的な仕様について、事前に承認願いが提出されるので、必要な要件を満たしていれば承認を行い、製作に入ります。本件では、本工事の請負業者が製作から設置まで行っています。

Q 総合評価の評価項目で、地域精通度について2点が配点されています。本工事はポンプの更新工事であり、地域に精通していることが工事の品質には影響しないと思いますが、評価項目として設定している理由は何ですか。

A 工事の内容によらず、通常、機械器具設置工事では、地域精通度を評価しております。地域精通度の高い業者は、地域内に拠点があり有事の際に現場にかけつけやすい点や、現場の状況をよく知っている点等、利点がありますが、地元業者を育成することも目的としております。

Q 低入札調査基準価格は公表していますか。

A 事前に公表はしておりません。算出の計算式や算出に必要な資材単価等は公表しておりますので、業者が算出することは可能です。

【審議案件3について】

- Q B級の業者は格付け点数が上位の業者から、A級の業者は格付け点数が下位の業者から選定していますが、その選定方法について教えてください。
- A 業者の選定については、栃木県建設工事請負業者選定要綱等に基づくとともに、詳細については事務所としての基本的な方針に定め、実施しています。
- 本工事については、設計金額に基づき、まずB級の業者が選定対象となります。また、設計金額に基づき、標準で8者を指名することとなっています。
- まず対象となるB級の業者全て、計4者を選定しました。
- 残りの4者を選定するにあたっては、事務所の方針により、下位等級ではなく上位等級の業者から選定しました。また、上位等級であるA級の業者から選定するにあたっては、B級の格付けにより近い業者ということで、格付け点下位の業者から順に選定しました。

- Q 優良表彰を受けた業者を優先的に指名していますが、何年前までの表彰を考慮していますか。
- A 要領等の定めはありませんが、知事表彰については、過去10年間の表彰回数を考慮しています。また前年度については、知事表彰に加え所長表彰についても考慮しています。

- Q どの業者も最低制限価格ではなく予定価格に近い金額で入札していますが、原因は分かりますか。
- A 原因については、特に把握しておりません。各業者、適正な単価に基づき積算を行い、さらに利潤を上乗せして入札金額を出しているものと考えます。

- Q 市内の業者に絞っている理由は何ですか。
- A 地元業者の育成を目的として市内の業者から選定しています。

【審議案件4について】

- Q 指名業者の選定方法について教えてください。
- A 本工事については、設計金額に基づき、まずC級の業者が選定対象となります。また、設計金額に基づき、標準で6者を指名することとなっています。まず、二次選定においてC級の業者3者を選定しました。次に、上位等級であるB級のうち、直近3カ年における県工事实績のある2者を選定しました。残り1者については、A級で直近3カ年における県工事の実績がある者が複数おりましたので、本校工事の実績があり、本校の状況に精通している者を選定しました。
- Q 落札結果をみると最低制限価格以下で入札している業者がいますので、随意契約にしていれば、より安い金額で発注できた可能性があると思いますが、随意契約にしなかった理由は何ですか。
- A 予定価格が250万円以上の工事であり、規則で定める随意契約の要件を満たしていなかったために指名競争としました。
- Q 工事の施工時期について、夏休み等、学校の長期休暇に合わせなかった理由は何ですか。
- A 主管課と学校側で、学校の運営に支障がないか等、事前に協議を行った上で、工期を設定しました。

【審議案件3及び4（指名競争入札）について】

- Q 指名業者の選定について、標準的な格付け等級以外の業者から選定する場合に、工事实績のある業者や表彰を受けている業者を優先するなど、ルールを定めていますか。
- A 各発注機関において、工事の内容や地域の実情等に応じて、判断しています。

【審議案件5について】

Q 非常用自家発電設備について、改修ではなく、新しい設備に更新することは検討されなかったのですか。

A 更新も検討をしたのですが、1億円程度かかる見込みでしたので、改修することにしました。

Q 改修にあたっての事前調査も同じ業者に委託したのですか。

A 早急に実施する必要があることから、設備に最も精通している同じ業者に委託しました。